

## 年金記録確認中央第三者委員会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成19年7月5日（木）10時00分から13時30分

2. 場 所 虎ノ門パストラル

3. 出席者

（委員会）梶谷委員長、高野委員長代理、石井委員、衛藤委員、小澤委員、関口委員、中村委員、奈良委員、橋本委員、南委員

（総務省）熊谷行政評価局長、新井審議官 ほか

4. 議題

- (1) 申立人からのヒアリング
- (2) あっせんに当たっての判断基準（案）について
- (3) その他

5. 会議経過

(1) 昭和50年4月に地元の区役所で国民年金の特例納付を行ったが、社会保険庁側に記録がなく、御本人も領収書を含め証拠となるものをお持ちでない、という中村正見さん、美津子さん御夫妻からヒアリングを行い、資料や事実関係について質疑応答があった。

(2) 続いて、あっせんに当たっての判断基準（案）についての議論を行った。判断基準においては、冒頭で委員会の基本的立場を述べることにするとともに、考慮すべき事項を列挙して、事案を総合的に判断する際の参考にすることとされた。

議論の中では、

- ・ 抽象的な文言は国民にわかりにくいのではないかと。わかりやすい基準とするため、典型例を具体的に示すべきではないかと。
- ・ 一つ一つ異なる事例を判断するための基準であり、具体化にも限界があるのではないかと。また、例を示したとき、認められる場合がその例に近いものに限られる、という誤解を与えてしまう懸念もあるのではないかと。
- ・ どういう事例でどのような資料をどう調べるか、事例の検討を積み重ねつつ整理していくことが必要ではないかと。
- ・ あっせん案作成までの手続について、統一的に行えるように明確にすべきではないかと。
- ・ どさくさにまぎれて悪いことをしようとする人をどうするか。詐欺のような事案があれば告発すべきであり、委員会として、これを何らかの形でアナウンスすべきだと。

などの意見があった。

また、厚生年金の保険料に関し、従業員の給与からは差し引かれているが、雇用主が国に納付したかどうか不明のもの、未納となっているものなどの扱いについても議論となったが、結論を

得るには至らなかった。

次回の委員会においては、基本方針の取りまとめに向けて議論を行うこととされた。

(3) 次回は、7月9日(月)15時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 局 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕